

2022年(令和4年)3月16日

会員 各位

会長(代表理事) 細 貝 光 義

第9回通常総会開催のご案内

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より会員の皆さまには当協議会の運営にご協力を賜り誠に有り難うございます。

さて、この度、下記のとおり特定非営利活動法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会の第9回通常総会を開催いたします。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、多人数での総会開催は控えさせていただきます。この事態は定款28条第2項の総会に出席できない一般会員の議決権行使の規定に該当しており、書面をもっての表決または他の一般会員を代理人として表決を委任していただくこととなりますが、人数制限もあり書面表決書により議決権を行使していただくようお願い申し上げます。

下記目的事項について、後日お届けする総会議案書をご覧のうえ、同時にお届けする書面表決書に必要事項をご記入、ご署名のうえ、5月14日(土)総会開会前までに当協議会事務局にご提出ください。

記

- 1. 開催日時 2022年(令和4年)5月14日(土) 午前10時
- 2. 開催場所 鶴二サロン(鶴ヶ島第二小学校南校舎1階)
- 3. 議 事
 - 第1号議案 2021年度(令和3年度)事業報告及び活動決算報告承認の件
 - 第2号議案 2022年度(令和4年度)事業計画及び活動予算決定の件
 - 第3号議案 役員選任の件

以上

※総会議案書(書面表決書)は、4月14日開催の理事会での議決後にお届けいたします。

[定款] (総会における表決権等)

第28条 各一般会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、総会に出席したものとみなす。

4 略

5 代理人は、10人以上の一般会員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

7 略

第9回通常総会開催事業予定

- 3月3日(木) 13:30~ 第13回事務局会議
通常総会開催・準備日程・議案書等確認
- 3月10日(木) 13:30~ 第11回理事会
通常総会議案書原案事項確認
- 3月16日(水)
定款第24条3項により総会開催案内配付
- 3月24日(木) 13:30~ 第14回事務局会議
通常総会議案書原案検討
- 4月7日(木) 13:30~ 第1回事務局会議
通常総会議案書最終確認
- 4月8日(金) 10:00~ 監査
- 4月14日(木) 13:30~ 第1回理事会
通常総会議案書議決
- 4月18日(月) 総会議案書印刷(社協)
- 4月19日(火)~4月22日(金)
通常総会開催案内及び書面表決書配付
- 5月12日(水) 13:30~ 第2回事務局会議
総会準備・総会運営の点検と確認
- 5月14日(土) 10:00~ 第9回通常総会

<4月主な事業>

- 福祉支え合い委員会 : 4月22日 10:00~
 - 子ども委員会 : 4月7日 10:00~
 - 助け合い隊委員会 : 4月20日 10:30~
 - e コラボつるがしま : 土/日 10:00~15:00
火/木 12:30~15:00
- ※福祉支え合い委員会・子ども委員会事業実施未定

鶴二支え合い協議会の事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新しい生活様式」に基づいた感染症予防策を取り入れて行います。当面の間、事業中止・活動内容や施設使用の制限がかかりますが、ご理解とご協力をお願いします。

<施設使用時の条件>

- ①換気を徹底すること
- ②人と人の距離をあけること
- ③近距離での会話や発声、身体接触のある活動は避ること
- ④活動場所の清掃及び消毒
- ⑤参加者の把握